

農地法4・5条届出の添付書類一覧

平成28年6月1日現在

書 類 名	必 要 部 数		備 考
	4 条	5 条	
1 届出書	2	3	・申請者が法人の場合は代表者の肩書・氏名の記名も必要です。
2 住所証明書等	1	1	・5条届出の場合は譲受人の住所証明等が必要です。 ※使用貸借を除く ・土地全部事項証明書の甲区の欄の現所有者の住所及び氏名が4条届出人又は5条届出譲渡人の住所及び氏名と一致している場合は不要です。
3 土地全部事項証明書	1	1	
4 案内図	1	1	
5 公図の写し	1	1	・中央区画整理事業の区域内を除きます。
6 仮換地証明書	1	1	・中央区画整理事業の区域内の場合は必要です。
7 確約書	1	1	・中央区画整理事業の区域内の部分転用の場合は必要です。
8 実測図	1	1	同上
9 開発行為許可通知書の写し	1	1	・500㎡以上で開発区域内に道路を設置する場合は必要です。 ※都市計画法第29条第1項の許可を受けることを必要とする場合
10 委任状	1	1	・代理人が届出書を提出する場合
11 その他			

※届出書の受付から受理通知書の交付まで一週間程度の期間を要しますので、ご了承ください。

「**1** 届出書」 届出書に捨印を押印してください。

「**2** 住所証明書等」とは

- ・個人の場合：住民票の写しの証明書 他
- ・法人の場合：登記事項全部証明書 他

「**3** 土地全部事項証明書」に関するもの 必ず**原本**を提出してください。

「**4** 案内図」 住宅地図等の写しを提出してください。(届出地がどこかを分かるようにしてください。)

「**2・3・6・9**」 発行後**3ヶ月以内**のものです。

「**11** その他」 届出の内容によっては別に提出してもらうものもあります。